

〔R0623〕 建築士法

建築士事務所の開設者と、当該建築士事務所に属する建築士（以下「所属建築士」という。）との関係に関する次の記述のうち、建築士法上、誤っているものはどれか。

1. 建築士事務所の開設者は、所属建築士の監督及びその業務遂行の適正の確保に関する技術的事項を自ら総括しなければならない。
2. 建築士事務所の開設者は、設計等を委託しようとする者の求めに応じて閲覧させる書類として、所属建築士の氏名及び業務の実績を記載したものを当該建築士事務所に備え置かなければならない。
3. 建築士事務所の開設者は、当該建築士事務所を管理する専任の所属建築士を置かなければならない。
4. 建築士事務所の開設者は、設計受託契約を建築主と締結しようとするときは、あらかじめ、当該建築主に対し、所属建築士から、設計受託契約の内容について、これらの事項を記載した書面を交付して説明をさせなければならない。

〔R0623〕 正答 1

1. 誤り。士法24条3項四号により、管理建築士は、所属建築士の監督及びその業務遂行の適正の確保に関する技術的事項を総括するものとする。設問の「建築士事務所の開設者」とあるのは誤り。
2. 正しい。士法24条の6により、建築士事務所に閲覧のために備え置く必要がある書類は、建築士事務所の業務の実績を記載した書類(一号)、建築士事務所に属する建築士の氏名及び業務の実績を記載した書類(二号)、損害賠償に必要な金額を担保するための措置の内容を記載した書類(三号)、建築士事務所の業務及び財務に関する書類(四号)である。
3. 正しい。士法24条1項により、建築士事務所の開設者は、建築士事務所を管理する専任の建築士を置かなければならない。
4. 正しい。士法24条の7第1項により、建築士事務所の開設者は、設計受託契約又は工事監理受託契約を建築主と締結しようとするときは、あらかじめ、当該建築主に対し、管理建築士その他の当該建築士事務所に属する建築士(管理建築士等)をして、設計受託契約の内容など、同項各号に掲げる事項を記載した書面を交付して説明をさせなければならない。